

事業活動収支計算書（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

（単位：千円）

科 目		予 算	決 算	差 異	
教育活動収支	事業活動収入	学生生徒等納付金	3,168,892	3,178,690	-9,798
		手数料	42,705	51,784	-9,079
		寄付金	55,411	67,477	-12,066
		経常費等補助金	1,023,044	1,008,018	15,025
		付随事業収入	134,939	136,942	-2,003
		雑収入	160,164	163,408	-3,244
		教育活動収入計	4,585,155	4,606,322	-21,167
	事業活動支出	人件費	2,830,462	2,746,547	83,914
		教育研究経費	1,751,852	1,651,841	100,010
		管理経費	429,083	370,309	58,773
		徴収不能額等	0	0	0
		教育活動支出計	5,011,397	4,768,698	242,698
	教育活動収支差額		-426,242	-162,375	-263,866
	教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	1,860	2,277
その他の教育活動外収入			0	0	0
教育活動外収入計			1,860	2,277	-417
支出		借入金等利息	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	0	0	0
教育活動外収支差額		1,860	2,277	-417	
経常収支差額		-424,382	-160,097	-264,284	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	12,400	13,817	-1,417
		特別収入計	12,400	13,817	-1,417
	支出	資産処分差額	1,110	15,520	-14,410
		その他の特別支出	0	0	0
		特別支出計	1,110	15,520	-14,410
特別収支差額		11,290	-1,702	12,992	
〔予備費〕		10,000		10,000	
基本金組入前当年度収支差額		-423,092	-161,800	-261,291	
基本金組入額合計		-572,810	-469,670	-103,139	
当年度収支差額		-995,902	-631,470	-364,431	
前年度繰越収支差額		-5,372,436	-5,372,436	0	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		-6,368,338	-6,003,907	-364,431	
（参考）					
事業活動収入計		4,599,415	4,622,418	-23,003	
事業活動支出計		5,012,507	4,784,218	228,288	

事業活動収支計算書は、平成 27 年度施行の学校法人会計基準改正によって、従来の消費収支計算書に替わって作成することとなった計算書類であり、次の事項を明らかにするものである。

- ①当該会計年度の i 教育活動、ii 教育活動以外の経常的な活動、iii その他の活動、の 3 つの活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容
- ②当該会計年度における基本金組入後の収支均衡の状態

事業活動収入は、学校法人の負債とされない収入であり、企業会計で言えば収益に該当す

るものと言われる。また、事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産または用役の額であり、純資産の減少をもたらす支出である。これには資金の支出を伴わない減価償却額や退職給与引当金繰入額等も含まれ、企業会計における費用に該当するものと考えられる。

事業活動収支計算書は、事業活動収入と事業活動支出を対比して、採算の取れた経営がなされているかを明らかにするものであり、企業会計で言えば損益計算書にあたる。これには、損益計算書と同様、区分経理が導入されており、上記の 3 つの活動ごとに、i 教育活動収支差額、ii 教育活動外収支差額、iii 特別収支差額、を計算することとなっている。

また、教育活動収支差額に教育活動外収支差額を加えて「経常収支差額」を計算することによって、経常的な収支の状況（経常収支差額）と臨時的な収支の状況（特別収支差額）を把握し、経常収支差額に特別収支差額を加えて計算する「基本金組入前当年度収支差額」によって、全ての事業活動に係る収支のバランスを把握できるようにしている。

さらに、基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除して「当年度収支差額」を計算し、これに前年度繰越収支差額を加算して、翌年度繰越収支差額を計算することによって、長期的な収支均衡の状態を明らかにしている。基本金は、安全性が特に重視される学校法人会計において、教育研究活動を行うにあたり継続的に保持すべき資産の額であり、その組入額を事業活動収入から控除したうえで、収支が長期的に均衡することが望ましいとされている。この「基本金」と「収支均衡」の考え方は、学校法人会計に特有のものとなっている。

○事業活動収支計算書科目の説明

《教育活動収支》

〈事業活動収入の部〉

学生生徒等納付金	学生生徒から納入された授業料、入学金、実験実習料等
手数料	入学検定料、試験料、証明手数料等
寄付金	金銭その他資産を寄贈者から贈与されたもの
経常費等補助金	国または地方公共団体からの助成金（日本私立学校振興・共済事業団等からの間接的助成金を含む）で施設設備補助金以外のもの
付随事業収入	教育活動に付随する寮や課外講座等の事業に係る収入、外部から委託を受けた試験研究等の事業に係る収入
雑収入	固定資産の賃貸料、退職金団体からの交付金等、学校法人に帰属する収入で他の科目に含まれないもの

〈事業活動支出の部〉

人件費	教職員の給与・賞与・手当・法定福利費等、役員報酬、退職金、退職給与引当金の繰入額
教育研究経費	教育研究のために要する消耗品、光熱水費、旅費交通費、奨学費、教育研究用資産に係る減価償却額等の経費
管理経費	役員の行う業務執行のために要する経費及び評議員会のために要する経費、総務・人事・財務・経理その他これに準ずる業務に要する経費、学生生徒等の募集のために要する経費、食堂・売店・寄宿舎（寮）の

ために要する経費等（管理用資産に係る減価償却額を含む）

《教育活動外収支》

〈事業活動収入の部〉

受取利息・配当金…………… 奨学基金の運用収入、預金の利息、有価証券の配当金等

その他の教育活動外収入…………… 収益事業会計からの繰入収入等

〈事業活動支出の部〉

借入金等利息…………… 借入金等に係る支払利息

その他の教育活動外支出…………… 借入金等利息以外の教育活動外支出

《特別収支》

〈事業活動収入の部〉

資産売却差額…………… 資産の売却収入が当該資産の帳簿残高を上まわった場合のその差額

その他の特別収入…………… 施設設備拡充のための寄付金・補助金、施設設備の受贈額等

〈事業活動支出の部〉

資産処分差額…………… 資産の売却収入が当該資産の帳簿残高を下まわった場合のその差額、
除却した資産の帳簿残高

その他の特別支出…………… 災害損失等